

令和元年第9回花巻市教育委員会議定例会 会議録

1. 開催日時

令和元年12月20日（金） 午前10時00分～午前10時45分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所2階 庁議室

3. 出席委員（6名）

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 伊藤 明子
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 熊谷 勇夫

4. 説明のため出席した職員

教育部長	岩間 裕子
教育企画課長	小原 賢史
学務管理課長	佐々木 晋
学校教育課長	中村 哲
こども課長	今井 岳彦
文化財課長	平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 大和 あゆみ
主査 佐々木 晶子（書記）

6. 議事録

○佐藤教育長

おはようございます。ただいまから令和元年第9回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、令和元年12月20日午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所庁議室。日程第1、会期の決定であります。本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○佐藤教育長

はい、ありがとうございます。異議なしと認め本日1日と決定いたします。では日程第2、報告事項に入ります。事務局から、令和第3回花巻市議会定例会、教育委員会関連事項について報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

はい。それではお手元に配付しております、資料No. 1をご覧くださいと思います。座って説明をさせていただきます。まず最初に、一般質問の状況について御報告をさせていただきます。今回は15名中4名の議員から、4点についての質問がございました。詳細についてはページをめくっていただきまして、一般質問答弁書となっておりますページをご覧くださいと思います。

最初は通告議員2番目の佐藤峰樹議員からの質問でございますけれども、放課後児童健全育成事業についてということで、大きく4点の質問がございました。1件目の経過措置期間満了後の対応についてでございますが、これにつきましては、花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というものがございまして、第9条第2項及び第10条第4項において、面積は児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上。支援の一単位における児童数はおおむね40人以下と定めており、この規定について附則第2項で経過措置として、令和2年3月31日までの間適用しないこととしていることについて、経過措置期間満了後の対応についての御質問がございました。1つ目の面積要件につきましては、ページをめくっていただきまして、下に【2/5】と書いてあるところですが、経過措置期間が満了することに伴う面積要件の遵守による待機児童発生の可能性についての御質問でございますが、各学童クラブではこれまでも原則として、面積基準に則り入所を行っておりますが、経過措置期間満了後は条例に定める基準を厳守することになることから、面積基準を上回る児童数の利用申し込みがあった場合は待機児童が発生することは想定されること。2つ目の児童数おおむね40人以下とする考えについては、国の補助金交付要綱上40人を上回る規模においても児童数に応じた基準額が設けられており、放課後児童健全育成事業の運営上は40人を超える利用形態も実態に即して一定数許容をされるものと理解しておりますけれども、補助基準額は児童数が多くなるほど逡減される構造となっていること。また規模が大きい支援の単位は、放課後児童支援員1人当たりの児童数が多くなることによって、学童保育の質の確保に問題があることから、委員会としては、おおむね40人以下の規模となるよう、今後も支援員の確保のため支援に努めてまいりたい旨答弁いたしました。

2点目の支援員の配置基準の考え方につきましては、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」というふうに規定されておりました。厚生労働省令において、支援の単位ごとに2人以上という基準を「従うべき基準」として定めているところですが、今回いわゆる地方

分権一括法の成立に伴う児童福祉法の改正によりまして、この基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改められたということで、市の条例も「従うべき」から「参酌すべき」に変更するのかということの質問の趣旨でございました。これにつきましてはまた、ページをめくっていただきまして【3/5】ページになりますが、現行の市の基準は最低基準として維持する必要性があるものと捉えておりますので、現時点においては市の基準を改正する考えはない旨答弁したところでございます。

3点目の待機児童対策についてのお尋ねは、待機児童を解消するために学童クラブに対してどのような支援を行うのかという質問でございました。これにつきましては2段目の最後のほうになりますが、本年度において4月1日時点で1施設で8人の待機児童が発生している現状をまず述べさせていただきまして、1段飛んでいただきまして「しかしながら」の部分になりますが、その要因が入所希望者が施設面積上の受け入れ可能人数を上回ったことによるもので、施設面積の不足による待機児童が発生している実態があると認識していると申し上げました。その上で、これまでに専用施設の整備や、民間事業者の学童クラブ施設の整備に係る支援や、学校と体育館を活動場所として利用する協定を結び、児童1人当たりの面積基準を確保するなどの取り組みを行っていることを紹介し、次ページになりますけれども面積上の受け入れ可能人数を上回る見込みの学童クラブについて、その状況や将来の児童数の推移を勘案しながら施設の増築などを検討しているという答弁をいたしました。

4点目の支援員確保のための支援策を創設する考えはないかのお尋ねにつきましては、下から2段目になりますが、教育委員会では支援員確保のため市の研修を修了した子育て支援員の方や、退職された教職員、保育士の方などで学童クラブでの勤務を希望する方と職員を雇用する意向のある学童クラブとのマッチングの支援を行っており、花巻市学童クラブ連絡協議会加盟クラブと市との意見交換会では、一部の学童クラブから支援員のなり手不足の声がある一方で、支援員が十分に確保されている学童クラブにおきましては近隣の学童クラブと連携して支援員の配置を調整し、学童保育を展開することを検討しているところもあったことから、その取り組みの実現に向けて助言を行っているということを申し上げました。保育士につきましては市内全域で絶対数が不足しておりますけれども、学童クラブの支援員は市内の施設間の調整等で必要な人数を確保することも可能と考えられる状況で、保育所等の保育士不足の課題とは実情が異なると捉えており、保育士の確保策と同等の支援を現時点において放課後児童支援へ拡充することは想定していないということを答弁したところでございます。

次に通告8番の阿部一男議員の御質問についてでございます。御質問は博物館所蔵の図書、美術作品についてということで、1件御質問がございました。1点目の博物館に寄贈された作品数及び寄贈者数については、収蔵資料の総数が3万7,816点で、このうち寄贈による収蔵品が2万7,436点、寄贈者の合計が383人であること。財産に関する

調書に記載されている1点50万円以上の財産のうち博物館所管の収蔵資料は53点で、うち寄贈品が1点のみとなっていることを御報告しております。

2点目の定期的な展示計画についてのお尋ねの一つ目、寄贈された図書美術品類の有効活用につきましては、博物館では年4回から5回程度の企画展を開催していることを申し上げ、その内容を紹介いたしました。紹介した内容といたしましては2段目からになりますけれども、「特別展 発掘された日本列島2019」の地域展示部門において、花巻城や周辺地域の城館遺跡の研究結果について寄贈資料等を活用したこと。テーマ展では、「チベット仏教研究者多田等観展」で、多田等観コレクション、釈尊絵伝を展示したこと。「収蔵資料展 どうぶつ集合」では、動物がモチーフとなっている資料を90点余り展示したこと。「花巻人形展」では、約450点を展示したこと。また現在開催中の「共同企画展 松川滋安と揆奮場」においても、寄贈資料のほか寄託いただいている資料を中心にその人物等を紹介していることを御報告いたしました。また博物館の展示につきましては、ただ単に収蔵品を展示するというものではなく、学芸員が研究テーマを定め、収蔵資料等を活用し一定期間の調査研究を行った上で、来館者にとってわかりやすい説明や展示を工夫して実施しているものでありますことから、年間で展示できる収蔵品には限りがあることも御理解いただきたい旨申し述べております。

2つ目の、文化団体の協力を得る方法も検討する必要があるのではないかとのお尋ねにつきましては、次ページになりますが、花巻市博物館条例の規定に基づき、花巻市博物館協議会を設置し、博物館の運営のほか、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及、その他の利用について御意見を頂戴しており、文化団体からは、花巻市芸術協会、花巻市史談会から委員を選出していただき御協力をいただいていること。今後はそれぞれの文化団体の調査研究の成果を、博物館の展示や講座にも生かしてまいりたいことを答弁いたしました。

次に通告9番、照井明子議員でございますが、教職員の働き方改革について大きく3点の御質問がございました。1点目の市が実施している教職員の働き方改革の現状及び評価につきましては、花巻市教育委員会教職員多忙化解消検討会議を設置し、各校における多忙化の実態を共有・分析し、その解消に向けた具体的な取り組みを検討提案、そして実践に取り組んでいること。今年度は、全ての学校が取り組む「共通取り組み事項」として、部活動休養日の徹底、最終退勤時刻の設定、定時退庁日の設定、夏季休業期間における閉庁日の設定、小学校高学年の教科担任制の検討、を行っておりますし、各学校が選択的に取り組む事項としては、学校行事・教育課程の精選・効率化、会議の効率化、地域人材の活用、PTA活動の工夫など11項目。教育委員会が取り組む事項として、部活動の方針策定、部活動指導員の配置の検討、各種会議の精選、各事業の評価と精選、学校給食費の公会計化の導入など15項目、全体で31項目により、多忙化の解消に向けた取り組みを実施していると答弁いたしました。

た。次ページになります。また中学校において、多忙化の最大の要因となっている部活動指導については、花巻市部活動のあり方に関する方針に基づき活動指導員を順次配置しておりますし、本年度の花巻市中学校総合体育大会以降については新たな基準を適用することにより、顧問である教職員の負担軽減に取り組んでいること、その結果として時間外勤務の時間数が前年度に比較して減少しておりますし、長時間時間外勤務の人数についても前年度に比較して減少傾向にあり、一定の成果が見えていることをお話しいたしました。また7月には、時間外における学校への電話・来校相談の対応について、緊急度が高い場合を除いては、原則朝は7時半以降、夕方は6時を目途としていただくことをお願いする協力依頼文書を、教育長・各学校長の連名で全保護者に発出したということもあり、学校現場からは「時間外における保護者からの問い合わせ等が減少している」という声も寄せられていることを申し上げます。次のページになりますが、2段目です。今後においても、花巻市教育委員会教職員多忙化解消検討会議における検討結果をもとに、より効果的な取組を実施し、多忙化解消対策の目的である「児童生徒と向き合う時間の確保と教職員のワークライフバランスの実現」を目指していくと答弁したところでございます。

次に2点目の、1年単位の変形労働時間制に対する市の所見を伺うとの質問でございますが、次ページをお願いいたします。この制度につきましては、労働時間を勤務実態に合わせることで無駄な時間がなくなるというメリットがある一方で、繁忙期の勤務時間を長くすることで長時間労働を容認し、教職員の健康に影響を及ぼす恐れがあるとも言われており、1日当たりの労働時間が法定労働時間より増加しても時間外勤務として扱われないこと、学校において勤務時間の割り振りやシフトを組むなどの業務が煩雑化しシフトによっては校務に支障を来す恐れもあり、さらなる多忙化を招くことも懸念されることから、導入に当たっては慎重に検討すべきであると考えており、仮にこの制度が導入される場合は、その前段階として教職員の業務の精選・縮減や定数改善、中学校においては部活動に係る大会等の見直しなど、多忙化の根本的な要因を改善していく取組を、国あるいは全県規模で改善していくことが必要であると答弁しております。

次に3点目の、岐阜市で実施している夏季休業中における、連続した学校閉庁期間を導入する考えはないかとの御質問につきましては、次ページをご覧いただきたいと思いますが、花巻市における教職員の勤務実態を見ますと、長期休業期間中でも研修や会議、部活動指導や東北大会、あるいは全国大会等の引率準備、陸上練習、補充指導等の業務があり、まとめて休暇を取得することが難しい状況にあります。そのような中であっても平成30年度からはお盆期間中の3日間について学校閉庁日とする取組を実施していること。岐阜市のような2週間以上の連続した学校閉庁日を本市に導入することについては、まず夏季休業期間の日数が岐阜市に比べて大幅に少ないこと。また繰り返しになりますが、学期中の実施が困難なため、夏休み等の休業中に実

施している研修、会議、部活動指導や大会引率、陸上練習、補充指導等の業務を見直す必要があること。有給休暇をある意味強制的に10日間程度使用させることによる個々のワークライフバランスとの整合性との関連に配慮する必要があること。学校閉庁日に出勤を希望する職員がいる場合に、鍵の受け渡し等のセキュリティ管理などの課題があること。というようなことから、教職員が休日のまとめ取りをすることができるようにするということは必要であると認識しておりますし、教育委員会としては夏季休業期間中における学校閉庁日をあと数日ほどは拡大したいという意向はあるものの、その実現には休める環境をつくるために県教育委員会、あるいは関係団体との調整を進めるとともに、学校においても業務改善をさらに進めることが重要であるというふうに考えていると答弁したところでございます。

次に通告11番の羽山るみ子議員でございます。旧料亭まん福について2点、教育委員会関連では御質問がございました。1つ目の文化的歴史的価値の認識についてのお尋ねでございますが、平成22年度に教育委員会において建造物調査を行い、花巻市文化財保護審議会へ調査報告を行っており、その内容は屋久杉や黒檀など吟味された建材を使用するとともに、化粧格子窓や組子欄間など建築各部の意匠においても多様性が見られ、各種会合や宴会などに利用される数少ない建造物である。というものでありましたが、審議会においては文化財指定候補とする旨の意見はなかったこと。

また、2点目の指定文化財の指定基準については、花巻市指定文化財の指定及び認定の基準により、建造物は建築意匠やデザインに優れているもの、建築工法などにおいて高い技術を持つもの、花巻の歴史を語る上で極めて価値の高いもの、建築史上において学術的価値を有するもの、伝統的な技術の継承が見られ地方的な特色が顕著な建造物を指定文化財とするとしていることを答弁したものでございます。

以上が一般質問の内容となります。資料の1ページ目にお戻りいただきたいと思えます。議案審議につきましては、まず条例について2件提出しております。1つ目が「花巻市立保育所設置条例の一部を改正する条例」でございまして、これにつきましては花巻市公立保育園の再編に伴いまして、学校法人による運営に移行する花巻市立笹間保育園を廃止するほか、児童数の減少に伴い花巻市立浮田保育園を廃止するという内容でございまして、市立保育所の名称及び位置から花巻市立笹間保育園と花巻市立浮田保育園を削るという内容でございまして。

次に2つ目「花巻市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございまして。これにつきましては改正の根拠となる法令の改正が同じであるため、一括としての一部改正条例ということで提案されたものでございます。教育委員会部分につきましては、後ろのほうの「花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の部分になります。改正の趣旨でございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に

よる地方公務員法の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正をするというものでございまして、教育委員会関係の条例につきましては、引用条項の整理を行ったという内容でございます。

次に2番の財産の譲渡でございますけれども、「財産（花巻市立笹間保育園）の無償譲渡に関し議決を求めることについて」でございますが、花巻市公立保育園再編指針及び花巻市公立保育園再編第2期実施計画により、民営化を図るため花巻市立笹間保育園の園舎を移管先法人に譲渡する内容でございます。移管の相手先は学校法人笹間学園、譲渡する財産につきましては、木造平屋の床面積518.11平方メートルでございます。譲渡の条件は、引き続き認可保育園を運営することとしたものでございます。

次にページをめくっていただきまして3番目、令和元年度一般会計補正予算の第3号でございます。内容につきまして御説明いたしますが、まず一般行政経費（事務局費）の270万円につきましては、3課分の時間外勤務手当の追加によるものでございます。次に、一般行政経費（小学校総務）、それから下のほうになりますが一般行政経費（中学校総務）のところにプラスマイナス同額で214万7,000円が記載されておりますけれども、小中学校に配置しております非常勤校務員につきまして、年度当初の予算上小学校のほうに3名中学校のほうに1名を配置するということでの予算措置をしておりましたが、配置後の現状といたしまして中学校がゼロそして小学校に4名の配置になっているということから、予算整理を行ったものでございます。次に小学校の施設維持事業でございますけれども、大きく2点でございます。1点は花巻小学校にオストメイト対応のトイレを設置する経費を追加するというもので、196万7,000円を計上しております。これは、来年度オストメイトのトイレを必要とする児童が入学するということがありますので、それを見越して本年度中に整備をしようということでの設置でございます。それからもう1点は、南城小学校プールの給水管及び排水管の移設に要する経費の追加でございまして、1,749万5,000円を計上しておりますが、現在南城小学校のプールの給排水管につきましては民地を借用しそこに配管等を敷設しているわけですが、民間の土地の所有者のほうから返還をしてほしいということの申し出がありましたので、原状復旧をした上で返還するとともに、新たな給排水管を整備する必要があるということで予算を計上したものでございます。工期を確保するため、繰越明許ということでの予算計上となったところでございます。次に一般行政経費（小学校教育運営）75万9,000円でございますけれども、日本語指導臨時講師の報酬の追加でございます。現在3校に日本語指導講師を配置しておりますが、このうち若葉小学校につきましては9月から配置したところですが、引き続きの任用が必要ということで予算が不足する分を計上したというものでございます。それから幼稚園の教育環境充実事業46万4,000円でございますが、花巻幼稚園の遊具につきまして危険であるということの検査結果が出ましたので、これを撤去し新たに追加する

ものでございますが、新たに設置するという部分につきましては本年度予算の備品費から支出することで進めておりますけれども、撤去にかかる費用について不足するというので、今回の補正になったものでございます。それから一般行政経費（学校給食）とその下の維持保全経費につきまして、全て学校給食センターに係るものでございます。調理器具の修繕、それから備品の購入ということでございますし、一部施設については補修を行う必要があるということでの予算計上となったところでございます。

次に4番の令和元年度一般会計補正予算（第4号）でございますが、これにつきましては議会最終日に追加提案という形で出されたものでございます。追加提案の主な内容といたしましては、ふるさと応援寄附金の増額が見込まれるということがメインの追加提案でございましたが、12月13日に個人の方から教育寄附金の申し出があったということがありましたので、最終日にこれもあわせて追加提案をさせていただいたものでございます。歳出の内容につきましては、教育寄附金については湯本小学校、湯本中学校の図書購入に充てるということでの予算計上となっております。

次に5番の報告でございますけれども、これは花巻市立土沢幼稚園における物損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告でございます。損害賠償の理由でございますけれども、令和元年9月3日に、花巻市立土沢幼稚園の園舎裏側の斜面において、本市非常勤職員が草刈り作業を実施していたところ、小石を前方に飛ばしてしましまして付近に駐車していた相手方車両にその小石が接触し、車体と運転席側の前方のガラスを破損させてしまったという内容でございます。損害賠償の額につきましては38万5,069円となっております、和解の内容といたしましては示談ということになっております。

また最後、請願でございますけれども、給食副食費（材料費）の助成を求めることについて、花巻市立法人立保育所協議会から議会に請願があり、審議の結果は不採択となったものでございます。請願の主な趣旨といたしましては、幼児教育・保育の無償化の国の考え方、及び花巻市が示した給食副食費、保護者負担額4,500円全額を3歳から5歳の全ての児童に対し公費助成としていただきたいという請願の内容でございました。この請願の内容につきましては、同じ内容につきまして既に9月議会において議論が行われ、公立園については月額4,500円を保護者負担とするということが制度として認められてございますので、このような経緯もあることから審議の結果は不採択ということになったものと理解しているものでございます。以上で議会関係の報告とさせていただきます。

○佐藤教育長

はい。ただいま一般質問、それから議案について、補正予算、そして請願ということで一括して御報告申し上げましたが、これについて御質問等あれば一括してお受けしたいと思います。よろしくお願いたします。はい、役重委員。

○役重委員

はい。1か所だけちょっとお聞きしたいのですが、補正予算の歳出で花巻小学校のオストメイト対応トイレの設置ということでしたが、これは1か所1基の設置でこれだけの金額になるのでしょうか。

○小原教育企画課長

お答えいたします。小学校施設維持事業については、全体の補正の額が1,946万2,000円となっておりますが、この金額は花巻小学校のオストメイト設置と南城小学校のプール配管の2つに事業の合計額となっております。このうちプールの1,749万5,000円が全額繰越明許費となって、この差額200万ほどになります。この約200万円が花小のオストメイトトイレ1か所分という形になります。

○役重委員

この1,700万円というのは内数ということなんですね。わかりました。ちなみに、どこに設置するんですか。

○小原教育企画課長

保健室の隣のトイレを改装しまして、一部撤去しながらちょっと広目なスペースを確保して洗浄できるシャワーの設備などを増設するというイメージになっております。

○佐藤教育長

他にございませんか。はい。中村委員。

○中村委員

照井明子議員はこの答弁に納得されて、そのあと、何かこう提案とかは無かったのでしょうか。

○佐藤教育長

教職員の多忙化解消、働き方改革についてということですね。岩間部長。

○岩間教育部長

はい、照井議員から改めて提案は特にはございませんでした。変形労働時間制に対して、基本的には慎重に対応すべきだという市の考え方について、議員も同じように考えているのでそのようにお願いしたいというような話しがございました。また岐阜市の事例に関しては、いろいろな違いはあることは理解しているけれども、岐阜市のような16日間とまでは言わないけれども、夏季休業中の閉庁日については少しでも多くとって欲しいというようなお話が、再質問の中であったというような状況でございます。

○佐藤教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかにございませんでしょうか。はい。伊藤委員。

○伊藤委員

個人の方から教育寄附金を頂戴しているようですけど、この方は全額を湯本の小

中学校にというふうな指定だったんですか。それとも、何となく湯本に決まったというものですか。例えばこのような寄附をするときは、ただお金を出しだけではなく、これはこういう風に使ってほしいというようなお願いもできるものなのですか。

○佐藤教育長

はい、岩間部長。

○岩間教育部長

お答えいたします。東京在住の個人の方なんですけれども、もともと湯本の出身の方でございまして、毎年度、同程度の金額を寄附していただいております。その際にその出身地域において活用願いたいというようなことでの話がございまして、例年湯本小中学校の図書ですとか、年度によっては湯本の自治公民館とかの活動のほうに充てるというような形で使わせていただいているというところでございます。

○佐藤教育長

いつも指定寄附ということで、お父様の代から続いておりまして、大変な金額になっております。他にございませんでしょうか。

○熊谷委員

今の件に関わってなのですけど、寄贈される方は直接教育委員会のほうに申し出るわけですか。それとも地元の学校のほう、学校長に申し出たのでしょうか。

○佐藤教育長

はい、岩間部長。

○岩間教育部長

この方につきましては東京在住ということもありまして、東京の花巻の事務所の職員を通じて教育委員会に御連絡をいただきまして、やりとりをさせていただいているという状況でございます。学校のほうに直接ということではなくて、市のほうにお申し出があるということでございます。

○佐藤教育長

はい、よろしいでしょうか。5,000万円ぐらいになっているのかな、今。そんなに行かなかったかな。

○岩間教育部長

お父様と、その他にお母様もあるので、合わせますと、4,600万円くらい。

○佐藤教育長

立派な図書館のようなものです。〇〇文庫という寄附者のお名前がついています。はい。他にございませんでしょうか。はい。それでは質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、それではなしと認め、ただいまの報告に対する質疑を終結いたします。では続きまして教育委員会関連行事につきまして、お手元に資料を配付しております。1

番最後のところですが、ご覧ください。

1月8日の教育研究所のふくろう講座から、2月5日の児童生徒栄誉賞の授与式ということで記載しております。1月8日ふくろう講座。1月9日については教育委員協議会を開いて、総合教育会議で話題とするところについて、いろいろ検討していただくということになります。あとは11日の成人式。14日に総合教育会議。22日の研究所の発表会。2月5日の授与式ということで進めたいと思います。

児童・生徒栄誉賞の授与式については、従来は文化会館に子供たちを集めてやっておりましたけども、インフルエンザ等の流行時期であるということで、ここ何年かこちらのほうから行って伝達するという、そういう方式になっております。委員の皆さん方の御協力を得ながら、そこはちょっと調整させていただきたいと思っております。行事予定について、何か御質問等ございますでしょうか。御予定等大丈夫でしょうか。では調整の上、御協力いただければありがたいと思います。それでは、今の行事予定について特に質疑等ございませんでしたら、これで終わりたいと思います。

以上で本日の日程を全て終了いたします。本日の教育委員会議はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。